

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇郡池田町

2 構造改革特別区域の名称

北アルプス・安曇野ワインバレー特区

3 構造改革特別区域の範囲

大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇郡池田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

当市町は、長野県の北西部から中央部に位置する内陸地域で、北は白馬村、東は長野市、小川村、生坂村、南は松本市に接し、西は松川村、富山県や岐阜県に接している。面積は、大町市 565.15 km²、安曇野市 331.78 km²、池田町 40.16 km²の計 937.09 km²である。

西部には 3,000m 級の雄大な山々が連なり、東には四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に囲まれた昔ながらの里山の風景を残す農村が存在する。

また、北アルプスを源とする高瀬川、梓川などが犀川と合流する南部から中央部にかけて「安曇野」と呼ばれる海拔 500m から 700m の概ね平坦な複合扇状地があり、北部には鹿島川、籠川等の河川や仁科三湖の天然湖があり、清冽な水資源にも恵まれている。

(2) 気候

年間の平均気温は大町市 10.1 度、安曇野市 11.4 度、池田町 10.6 度で、年間降水量は大町市 1,472 mm、安曇野市 1,132.5 mm、池田町 1,080 mm（平成 27 年）となっている。

内陸性気候で寒暖の差が大きく、乾燥した空気が特徴である。夏は比較的気温が上昇するが、朝夕は涼しい。北部の山間部では降雪量が多く、中央部、南部では少ない。

(3) 人口

国勢調査に基づく平成 27 年現在の人口は、大町市 28,041 人、安曇野市 95,282 人、池田町 9,926 人の計 133,249 人で、平成 22 年度の人口と比較すると大町市-5.9%、安曇野市-1.2%、池田町-3.9%とそれぞれ減少になっている。年齢区分別人口を平成 22 年度と比較すると、年少人口（15 歳未満）が、大町市-18.5%、安曇野市-0.9%、池田町-9.0%とそれぞれ減少する一方、65 歳以上の人口が大町市 7.1%、安曇野市 4.0%、池田町 13.3%それぞれ増加しており、少子高齢化が進展している。

(4) 産業

国勢調査に基づく平成 27 年現在の就業人口は、大町市 14,018 人、安曇野市 48,503 人、池田町 4,813 人で 10 年前と比較して大町市は 2,637 人増加、安曇野市は 898 人減少、池田町は 715 人増加となっており、産業別の構成比は第 1 次産業が大町市 8.76%、安曇野市 8.7%、池田町 9.2%、第 2 次産業が大町市 28.2%、安曇野市 27.9%、池田町 28.5%、第 3 次産業が大町市 60.7%、安曇野市 60.9%、池田町 61.7%である。

農業では、県内有数の収量と全国トップクラスの品質・反収を維持している米と全国的なブランドを構築しているリンゴが主要な農産物となっている。また、この地域だけでも日本酒製造の蔵元が 6 社あり、古くから上質な米と地下水を活かした日本酒の製造も盛んである。安曇野市では清冽な湧水を利用したニジマス等の養殖やわさび栽培など、恵まれた環境を利用した水産物や農産物が生産・出荷されている。

全就業人口に占める第 1 次及び第 2 次産業の割合が減少する一方、第 3 次産業の就業者の割合が増加する傾向が見られる。

大町市は、黒部ダム・立山黒部アルペンルートや大町温泉郷をはじめとした温泉、仁科三湖や犀川でのラフティングなどのウォータースポーツ、冬期のスキーなど四季折々の観光が楽しめる山岳観光都市である。大町市の観光客数は平成 6 年の約 440 万人をピークに減少傾向が続き、平成 26 年には年間約 275 万人となっているが、近年では黒部ダム・立山黒部アルペンルートや大町温泉郷などに、台湾を中心とした東南アジアからの訪日外国人旅行者が増加しているなど、新たな観光ニーズへの対応が必要となっていることからワインなどの特産品づくりをはじめ、当地域で消費を促進する仕組みを構築し地域の活性化を図る。

安曇野市は、北アルプスの雄大な自然のもと、穂高温泉郷をはじめとした天然温泉や豊富な湧水、美しい農村景観、歴史・文化など多様な地域資源がある。これら地域資源を活かして、安曇野を体感できる体験・参加型メニューを提供することにより、来訪者に「安曇野暮らし」を提案することで、観光振興、地域の活性化を図る。

池田町は、「花とハーブの里」をキャッチコピーに安曇野の田園風景と 21 の北アルプスの峰々を眺めることができる風光明媚なところである。日照時間が長く降水量が少ないことから、近年、遊休桑園等の耕作放棄地を整備したワイン用ぶどう栽培が盛んになり、ワイン祭りの継続開催やワイナリー建設等を通じ「ワインの里」として新たな賑わいをつくり観光客増加や観光消費額増加を図る。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

大町市では、平成 4 年から個人の農家で組織する『大町ワインぶどう生産組合』により安曇野市のワイナリーにぶどうの出荷をしていたが、平成 28 年 7 月にはワイン製造を行うワイナリーが 1 社開業した。これを契機に、農業者自らによるワイン等の生産活動を目指す地域振興の取組みが始まった。

安曇野市では、耕作放棄地等を活用したワイン用ぶどうの生産拡大が行われており、農業者の中では、ワイナリーを開設しワイン製造を行う取組みへの機運が高まっている。

また、平成 28 年、池田町のワイン用ぶどう栽培農家を中心に、大町市や安曇野市のぶどう

栽培農家も加わり「北アルプスワインぶどう研究会」が設立され、池田町におけるワイナリー構想実現のためワイン用ぶどう栽培、普及とワインの醸造、販売についての調査研究を行っている。

「北アルプスワインぶどう研究会」は、三市町の住民が主体で構成されており、安曇野市と池田町の市町境に圃場があるなど広域での耕作放棄地等を活用したワイン用ぶどうの生産拡大が行われていることから、圃場面積の多い池田町に対し、同研究会や大町市、安曇野市担当者から広域特区申請に向けて協議が重ねられてきた。広域での申請をすることにより、情報共有や連携さらには、特区内で生産されたぶどうの共有が可能になることもあり、ワイナリーを開設しワイン製造を行う取り組みへの機運が高まっている。

このように本区域では機運が高まっており、賛同者がさらに増えることが見込まれることから、ワイナリー経営に向けた支援が必要となっている。

5 構造改革特別区域の意義

本区域における農業分野での課題は、中山間地域に分類される条件不利農地が多いことと、生産農家の高齢化や産地間競争の激化等により、経営環境が年々厳しくなっていることや、荒廃農地の発生抑制と担い手農家の育成等がある。

このような状況の中、本区域内の市町では6次産業化の推進、都市農村交流、地産地消の推進、新規就農者の支援、遊休荒廃地対策、有害鳥獣対策等の農業施策を進めている。

今回、複数の市町が共同で申請する構造改革特別区域計画において酒税法の特例措置を活用し、本区域内で生産された農産物を使った果実酒（ワイン・シードル）、リキュールを製造することで、農家の経営の安定や担い手の確保を図り、将来にわたる持続的な農業を目指すとともに遊休農地解消及び新規就農者の農業経営の多角化、地域の活性化を推進する。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、本区域内の特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造が小規模な施設でも可能となり、多様な小規模ワイナリーの参入を促進する。商工業と連携した新しい雇用の場の創出による定住人口の増加、観光業との連携による交流人口の増加などの効果が期待できる。

果樹等の永年性作物を栽培することにより、荒廃農地の解消、新規就農者の確保、農業経営の多角化による農家所得の向上が期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの提供、販売が拡大することで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物のブランド力の向上、消費、利用拡大、交流人口の増加等、ワイン関連産業のみならず区域全体の産業の振興の活性化につながることを期待される。

(1) 認知度及びブランド力の向上

特例措置を活用して果実酒、リキュールを製造する小規模な事業体にとって、本区域内の各市町が共同で多角的な販路拡大の情報発信を行うことは、個々の市町が個々で行うよりも効果的であると考えられる。

ワインを切り口とした宣伝により地域の認知度を向上させ、ワイン関連産業のみならず、区域全体のブランド力が強化され、将来的には国内だけでなくワインの海外輸出にもつながることが期待される。

(2) 地域農業の振興

ワイン用ぶどうの栽培は、生食用ぶどうと比較して、省力化及び低コストで栽培できることから、ワイナリーの開設により、ワイン用ぶどうの栽培普及が進むものと考えられる。

このことにより、農家の経営の多角化や規模拡大、農地の有効利用が進み農業経営の安定化、担い手確保や後継者不足の解消にも寄与することが期待できる。

果樹等の永年性作物の栽培は、農地の有効利用による荒廃農地の解消だけでなく、景観形成の向上や土地の保全にも寄与し、観光面にも大きな効果が得られる。

(3) 交流人口の拡大

本区域内におけるワイナリー設置が進むことで、酒類の製造や提供を行うことによる新たな農業体験や地場産品メニューの開発による誘客を行うことができる。

ワインツーリズムをはじめとしたワイン用ぶどう農場の見学や収穫・醸造体験プログラムを組んだ農家民宿などが可能となり、観光ニーズの多様化に対応した、新たな誘客施策として、交流人口の増加と産業振興を図る。

(4) 地域の関連産業との連携

ワイナリー、農産物直売所、農家レストラン、農家民宿などが整備されることにより、地元農畜産物の地産地消が促進され、ワイン産業に関わる生産、醸造、流通、販売、観光など多様な業種間における連携により、地域ぐるみでの6次産業化により相乗的な事業効果が発揮され、活力ある地域づくりを推進させることができる。

(5) 信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する『信州ワインバレー構想』は、近年の県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策と位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどう栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。本区域内には、『日本アルプスワインバレーエリア』が位置づけられている。本計画では、この構想に協調し、連携を図るとともに地域の個性を活かした特色ある地域づくりを行う。

【特定農業者による特定酒類の製造に関する目標】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 33 年度
特定酒類製造事業者数	0 件	1 件	2 件
特定酒類製造数量	0 kl	0.07 kl	0.1 kl

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成 29 年度	平成 31 年度	平成 33 年度
特産酒類製造事業者数	0 件	2 件	3 件
特産果実酒製造数量	0 kl	4 kl	4.5 kl
特産リキュール製造数量	0 kl	0 kl	1 kl

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

709（710、711）特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を営む農業者で、果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇郡池田町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家レストランや農家民宿等を営む農業者(以下「特定農業者」という。)が果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品の創造と農家の副収入のひとつの手段ともなり、農業・農村の活性化につながる。

このような民間の自発的な取組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本区域内の各市町は、共同又は単独で無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を

行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ（リキュールの原料とする場合に限る。）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇郡池田町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ（リキュールの原料とする場合に限る。）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の市町によりそれぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ（リキュールの原料とする場合に限る。）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農業経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本区域内の各市町は、共同又は単独で無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。